

在宅福祉における多様な担い手づくりの検討

— 韓国の家庭奉仕員派遣事業の変遷過程からの一考察 —

森山 千賀子*

I. はじめに

韓国は、ドイツや日本の介護保険制度のしくみを取り入れ、2008年7月より「老人長期療養保険制度」が施行され、介護の必要度に応じて誰もが利用できる新たな在宅介護サービスが展開されている。韓国社会が老人長期療養保険制度を導入した背景には、低所得者中心の高齢者福祉制度の限界、高齢者の長期入院、医療費の増加、家族の扶養機能の変化と介護費用の負担増加、少子化と女性の社会進出などがあげられる。

この老人長期療養保険制度の実施は、制度の目的¹にもあるように、家族の心理的・経済的介護負担の軽減などにおいては、ある程度の成果をあげたことは事実である²。しかし、制度導入の必要性があったとはいえ、導入に先立つ介護インフラの整備や、既存の法制度との摺り合わせなど、導入前に検討すべきであった諸事情が考慮されなかったという指摘も多い。とりわけ、老後の所得保障が充分ではない現在の高齢者の生活実態では介護サービスが利用できないことや、保険制度と既存の老人福祉サービスとの併用ができないしくみであること、さらに、介護予防策をどの部門が、どのように担うのかなども不明瞭なままでの制度導入であり、在宅における介護サービスの担い手のあり方を、地域福祉と社会保障制度の双方から吟味し、摺り合わせていく作業が求められていると考えられる。

このような韓国において、老人長期療養保険制度以前の在宅介護サービスがどのような状況にあったのかといえ、その歴史は浅く、貧弱であったと考えられる。一般的には、1987年に民間団体の韓国老人福祉会が、低所得高齢者を対象にした「家庭奉仕員派遣事業」³（以下、家庭奉仕員事業）のモデル事業を実施し、1989年の老人福祉法の改正時に事業として法定化されたことが在宅介護サービスのはじまりと言われている。しかし、韓国の老人福祉法と老人長期療養保険法の目的が異なることを鑑みると、家庭奉仕員事業は在宅介護サービスというよりも在宅福祉サービスとして誕生したと言えるだろう。1990年代の後半には認知症者や慢性疾患患者への対応が求められ、サービス内容が身体的介護にも広がっていったが、低所得者中心の高齢者福祉であったため、自ずと対象も限定されてい

*子ども学部 家族・地域支援学科

Chikako MORIYAMA : How to Raise Various Supporters in Home Welfare : The Changing Process of Home Help Service in Korea

た。このことはわが国においても同様であり、1963年の老人福祉法制定時の老人家庭奉仕員⁴の活動は、低所得高齢者を対象とした在宅福祉サービスであり、1980年初頭の制度改正により老人家庭奉仕員の派遣世帯が所得税課税世帯に拡大され、有料制度が導入されたという経緯がある。また、在宅福祉サービスと言われてきたものが、介護保険の導入の議論のなかで在宅介護サービスに転化して行ったことも両国の共通点であり、そのことが「老人の福祉増進に寄与する」という老人福祉法の目的の遂行を阻んでいるとも考えられる。

そこで本研究では、年代や時間の流れには差異があるとはいえ、急速な高齢化の進展の中でわが国と似通った経緯をもつ「韓国の家庭奉仕員事業」の変遷過程に着目し、その内容の整理を通して、今日のわが国に求められる在宅福祉の担い手づくりのありようを検討したいと考えた。本稿では、前半は家庭奉仕員事業の変遷を主に制度的側面から整理し、後半は韓国老人福祉会が行った家庭奉仕員のモデル事業の内容を、文献と聞き取りから得られた知見を交えて整理したので、その結果から考察する。

II. 研究方法

本研究では、以下の方法を用いて、韓国における家庭奉仕員事業の変遷過程と活動内容を把握し、分析・整理を行った。

- ① 家庭奉仕員事業、老人福祉法に関する文献・資料収集。
- ② 家庭奉仕員事業のモデル事業報告書（『家庭奉仕員派遣事業1周年報告書・研修事業冊子（韓国老人福祉会発行）』の入手及び翻訳作業。
- ③ 家庭奉仕員事業の変遷過程及び活動内容についての聞き取り調査（韓国老人福祉会の初代会長及び同機関の職員、家庭奉仕員（2008年12月・2009年5月・2010年3月実施）による実態把握。
- ④ 文献・資料及び聞き取り調査から得られたデータの摺り合わせによる、社会的背景、事実経過の把握、分析・整理。

III. 結果・考察

1. 韓国の家庭奉仕員派遣事業の変遷

韓国における家庭奉仕員事業は、1987年に民間団体である韓国老人福祉会⁵が、ソウル市内の低所得層老人を対象にしたモデル事業を実施したことが始まりである。1989年には、ソウル市の支援を受け、中部老人総合福祉館と南部老人総合福祉館⁶でも実施され、これが老人総合福祉館の運営プログラムになるなかで、同年の老人福祉法の改正⁷により「在家福祉事業」⁸として法制化された。その後、1993年の老人福祉法の改正では、「昼間介護事業、短期保護事業」⁹の三事業が在家福祉事業となり、以降、家庭奉仕員事業は、老人

長期療養保険制度（韓国の介護保険制度，2008年7月施行）が始まるまでの間，在宅福祉の主要な役割を担ってきた。

また，この事業の担い手である家庭奉仕員は，日本の老人家庭奉仕員派遣事業が1963年の老人福祉法の制定時に有給の労働者として改めて制度化されたのとは異なり，志願（あるいは自願）家庭奉仕員とも呼ばれる無給のボランティアとして誕生した。1996年には身体的介護にも対応する有給家庭奉仕員（40時間研修）と，話し相手などの情緒的支援を中心とする無給家庭奉仕員（20時間研修）の養成研修が国庫補助事業として開始された。身体的介護にも対応する有給家庭奉仕員の養成が必要視されたのは，後述する介護ニーズへの対応が背景にあるが，ソウル市が2004年に行った業務実態調査によれば，実際に行われてきたサービス内容は，有給家庭奉仕員では，掃除，洗濯，炊事などの家事サービス，無給家庭奉仕員では，話し相手のサービスが大きな割合を占めていた。したがって，事業としては，単身高齢者，低所得層高齢者世帯に週1回2～3時間訪問し，主として「話し相手などの情緒的支援，家事的支援などの日常生活支援」が行われてきたと考えられる。

一方，韓国では1990年代後半以降の少子高齢化の進展により，高齢者虐待や認知症者，老人性疾患者等への対応が顕在化し，介護問題を政策課題にするなかで，2001年には金大中政権化の下で「老人療養保障制度の導入」が発表された。以降，先行して法定化されたドイツや日本などを参照しながら，これまでの低所得者福祉から介護の必要度に応じて誰もが利用できる仕組みの老人長期療養保険制度が施行され，制度下の介護の担い手として療養保護士（研修時間240時間）¹⁰という国家資格を誕生させた。そして，在宅介護サービスにおいては訪問療養¹¹が新設され，この保険制度の導入に伴い老人福祉法に基づく家庭奉仕員事業への国庫補助金は著しく減少し，2008年からは家庭奉仕員の新規研修事業が廃止された。加えて，家庭奉仕員事業は老人福祉法の事業の性格を維持しながらも，名称が訪問療養に改められ，さらに2010年1月からは，老人福祉法と老人長期療養保険法の訪問療養を訪問療養サービスとして同一にし，「老人福祉法」の在宅老人福祉事業（既存の家庭奉仕員事業，配食事業など）は，「在宅老人支援サービス」となり，家庭奉仕員事業は「在宅生活支援サービス」として新設された。現在では，農漁村を対象に限定的な事業が行われている¹²。

以上，韓国における家庭奉仕員事業の変遷の概略を述べた。次には，韓国の老人福祉法の改正内容からその変化を概観する。

2. 韓国の老人福祉法の改正内容

韓国における高齢者福祉の体制は，老人福祉法の法改正とともに発展，変化してきたと言えるだろう。老人福祉法の制度化への論議は1970年代からおこなわれ，その背景には高齢人口の増加，産業化，都市化，核家族化の進展などがあげられるが，法律の発足当初は家庭保護が困難な場合のみ社会が保護するという意識が一般的であり，施策も「施設収

容保護」¹³が中心であった。その後、1989年12月に最初の改正が行われ、この時に家庭奉仕員事業が法定化され、1993年の改正では、家庭奉仕員事業、昼間保護事業、短期保護事業の三種が在宅老人福祉事業に分類された。この時期までの老人福祉法の目的は、「老人の心身の健康維持及び生活安定のために必要な措置を講究することによって老人の福祉推進に寄与すること」であり、高齢者の心身の健康維持と生活安定に重きが置かれていた。

表 1 韓国における老人福祉法の目的と家庭奉仕員事業概要

老人福祉法： 第一条（目的）	【1981年6月（制定時）】この法は、 <u>老人の心身の健康維持及び生活安定のために必要な措置を講究することによって老人の福祉推進に寄与すること</u> を目的とする
	【1997年8月全文改定，現行法】この法は、 <u>老人の疾患を事前予防又は早期発見し疾患状態に沿った適切な治療療養により心身の健康を維持し，老後の生活安定のために必要な措置を講究することによって老人の福祉増進に寄与すること</u> を目的とする
家庭奉仕員派遣施設のサービス内容	身体的介護，日常生活支援，老化・疾病・障がい管理，相談教育，地域社会支援発掘・ネットワーク構築
利用対象	①65歳以上の生活保護受給者（無料） ②65歳以上の低所得層高齢者（実費） ③60歳以上の一般高齢者
教育機関	保健福祉部指定機関 (韓国老人福祉会付設の教育訓練院，韓国在宅老人福祉協会の2箇所)
教育時間	有給家庭奉仕員（40時間） 無給家庭奉仕員（20時間）

出所：保健福祉部『2007年老人保健福祉事業案内』（2007）をもとに筆者が作成

老人福祉法の目的がほぼ全文にわたり改定されたのは、1997年8月の改正時であり、老人福祉法の目的は「老人の疾患を事前予防又は早期発見し疾患状態に沿った適切な治療療養により心身の健康を維持し，老後の生活安定のために必要な措置を講究することによって老人の福祉増進に寄与すること」に改められた。改正の背景には、認知症者の顕在化や老人性疾患へのリハビリ等への対処があり、予防、早期発見、療養という文言が組み入れられた。加えて、1999年の改正では、家庭奉仕員の教育訓練義務と教育機関の設置が明示され、規制緩和を通じた施設等の自律性の運営強化が図られ、家庭奉仕員の教育機関にも申告制が導入された。

2004年の改正で高齢者虐待に対する法的根拠が提示され、2007年の改正では、認知症に対する社会的認知啓発、さらに、障がい者福祉等の改正に伴う改正にもあるように、この時期には人権問題に対する事項が提示され始めた。2005年の改正では、高齢者の就労と社会参加への支援が示され、これまでの低所得者中心の施策から、一般市民に向けた広がりが見られた時期でもある。

2007年以降は、老人長期療養保険制度の導入に伴う改正が主である。老人長期療養保険制度下の介護の担い手である「療養保護士」の資格制度の導入に伴い、家庭奉仕員の新規教育は廃止され、老人福祉法上の家庭奉仕員の名称は「訪問療養」に改められ、老人長期療養保険の制度改善¹⁴報告を受け、実質上2010年以降は、既存の家庭奉仕員事業を含む在

家老人福祉事業は、「在家老人支援サービス」として別途新設されるに至っている。

表2 (韓国) 老人福祉法の改正内容

改正時期	社会的背景	在家(宅)老人福祉事業関連の主要改正内容
1981. 6 (制定)	高齢人口の増加、産業化、都市化、核家族化の進展などによる高齢者問題の深刻化、	老人福祉政策の法的基盤整備(低所得高齢者に対する保護、無料、有料の老人福祉施設の設立主体の規定等)
1989.12.30	経済発展と急速な高齢化、高齢者問題の深刻さを認識	家庭奉仕員派遣事業を老人福祉事業として規定。老齢手当支給規定
1993.12.27	在宅老人福祉の必要性の台頭	家庭奉仕員派遣事業、昼間保護事業、短期保護事業の三種を、在家(宅)老人福祉事業として規定
1997. 8.22	認知症、慢性退行性老人疾患に対する効果的対処	認知症高齢者に対する研究と管理、リハビリ事業に対する自治体への義務の強化、家庭奉仕員への教育事業を明示
1999. 2. 8	規制緩和を通じた施設等運営の自律性の強化	家庭奉仕員の教育訓練の義務及び教育機関の設置、申告制を明示(各市・道別に1箇所、61の委託機関に経費支援)
(2001年)	金大中大統領が、「老人療養保険制度導入」を発表	
2004. 1.29	高齢者虐待の防止及び虐待高齢者の保護	高齢者虐待の概念規定、高齢者虐待ホットライン及び専門機関の設置の法的根拠の整備
2005. 7.13	能力のある高齢者の労働機会の拡充	高齢者の能力と適性に合う働き場の開発・普及、教育訓練機関の設置、運営
2007. 1. 3	認知症に対する社会的認知の啓発	9月21日を「認知症の日」とする。認知症相談センターを市郡区の管轄保健所に設置し、早期検診を図る。高齢者虐待の規定に、情緒的暴力を追加
2007. 4.11	医療法と障がい者福祉の改正による改正	障がい者に対する社会的認識の改善
2007. 4.25	基礎老齢年金法の改正による改正	65歳以上の低所得高齢者に基礎老齢年金を支給、敬老年金規定の削除
2007. 5.17	家族関係の登録等に関する法律改正による一部改正	家族関係事務の国家事務化
2007. 8. 3	老人長期療養保険法の施行に伴う改正	老人福祉施設の無料、有料区分の廃止、療養保護士の資格制度の導入
2008. 2. 2	老人長期療養保険の施行に伴う改正	家庭奉仕員の名称を訪問療養に変更、家庭奉仕員の新規養成教育の廃止
2008. 2.29	政府組織法の改編に伴う改正	保健福祉部長官を保健福祉家族部長官と変更
2008. 3.21	ハングルの使用、用語の整理	法律の条文を原則的にハングルで記載
2009.10. 1	老人長期療養保険制度改善に伴う改正	訪問療養を「老人長期療養保険法」の訪問療養と同一にし、「老人福祉法」の在家老人福祉(既存の家庭奉仕員派遣事業など)を分離し、別途のサービスとして新設。

出所：法政処，総合法令情報センターの内容をもとに，筆者が作成

以上、老人福祉法の改正内容から家庭奉仕員事業の変化をみてきた。1997年に行われた老人福祉法の目的の全文改定は、家庭奉仕員事業の大きな節目であり事業としては定着期のはずであったと考えられる。しかし、2000年以降の拡張するはずの時期において、家庭奉仕員事業が課税世帯に広がらないことや、急速な人口の高齢化による介護ニーズや医療費の増加などを背景に、他の公的保障制度を必要としたことは推測できる。

一方、高齢者虐待や認知症者の社会的認知などの人権啓発に伴う法改正は、評価できる

ものの、在宅福祉の観点からの有給家庭奉仕員と無給家庭奉仕員の役割分担等については、2000年以降の法改正の内容からは見えてこない。実態としては、有給家庭奉仕員の多くは、在宅老人福祉施設で行われてきた事業が老人長期療養保険サービスに移行するなかで療養保護士の資格を取得し、老人長期療養保険下の事業の担い手として吸収されている。しかし、表1に示されている「家庭奉仕員派遣施設のサービス内容」にもあるように、地域社会支援発掘・ネットワーク構築も家庭奉仕員活動の役割である。「老人の福祉増進に寄与する」という老人福祉法の目的を無給家庭奉仕員がどのように担うかが、これからの地域づくりにおいても問われていると考える。

次では、家庭奉仕員事業のモデル事業を行った韓国老人福祉会の事業実践から、家庭奉仕員の活動をみていく。

3. 韓国老人福祉会による家庭奉仕員事業の活動実践

韓国老人福祉会は、ソウル市永登浦（ヨンドンポ）区内において「無依無託（年老いて頼る子どもたちがいない）な居宅保護対象老人の福祉を増進することを目的」¹⁵として1982年に設立された。当時は施設収容保護が中心であったため、社会が在宅での保護・支援の必要性を認識するのは1980年代の中頃以降であった。

以下、韓国老人福祉会が行った家庭奉仕員事業のモデル事業（1987.3～1988.6）の概要を、モデル事業報告書と同機関の職員からの聞き取りを踏まえ報告する。

1) 韓国老人福祉会の発足からモデル事業の計画立案

韓国老人福祉会が最初に行った事業は「老人生活相談事業」であり、経済的に困窮した居宅の高齢者を情緒的に支援する活動であった。以降、単身高齢者同士の「再婚相談事業」、生活困難老人と後援者をつなぎ（結縁）、金銭などの後援金を支援する「不遇老人結縁事業」が行われた。1984～5年になると、「不遇老人結縁事業」の後援者が千人程になり、お金だけの支援ではない事業としての「老人生活電話案内事業」、さらに、単身高齢者のための「電話話し相手事業」などが行われるようになった。そして、それらの事業活動を通して、単身高齢者等のニーズ把握が行われた。

1986年には韓国老人福祉会の会長等はイギリスを訪れ、ロンドンにおけるホームヘルプ制度を視察した。当時の会長である趙基東（チョ・ギドン）氏は、「ロンドンのホームヘルプ制度をみてこれだと思った。韓国に帰ってすぐにやろうと思った。当時の英国での制度は有料だったが、色々な文献を探していると初期の時代は大体がボランティア活動から始まったということがわかってきた。」とインタビューで述べている。帰国後はすぐにイギリスのHelpAge Internationalの後援を受けて、必要なサービスを専門的で体系的に提供するための家庭奉仕員派遣事業（HOME HELPER SERVICES）を計画した。その一環として1986年4月に日本で行われた国際老人福祉会年次総会に参席し、日本の社会福祉協議

会傘下のVolunteer Centerが行っている家庭奉仕員派遣事業の見学を行い、必要な資料を収集し、それを参考にしながら事業計画を立案した。ちなみにモデル事業の報告書には、各国の家庭奉仕員派遣事業実施年度の比較等が載せられており（表3）、イギリス、香港、日本については運営方法等が記されているため、それらも参照し計画が練られたと考えられる。

その後、家庭奉仕員事業に必要な施設を作るため、1986年11月には家庭奉仕員事業のための事業計画書と予算書を作成し、HelpAge Internationalに提出した。1987年2月には事業費10,000Pound（1,200万ウォン）の支援の承認を得ることができ、同年3月には事務室を確保し、会議室も用意した。そして、保健社会部¹⁶とソウル市から1987年度の国庫補助金予算として家庭奉仕員担当社会事業家一人と有給家庭奉仕員一人の人件費が支給され、家庭奉仕員事業に着手することになった。なお、当時は老人福祉法の改正前であり、「在家」という言葉がなかったため、生活保護法の中の家庭相談という名目で補助金が支給された。

表3 各国の家庭奉仕員派遣事業実施年度の比較

国 家	家庭奉仕員数 (人)	人口10万人あたりの 奉仕員数 (人)	家庭奉仕員派遣事業 の実施 (年)
スウェーデン	77,550	946.0	1920
ノルウェイ	41,184	984.0	1947
イギリス	129,724	265.0	1894
フィンランド	6,943	148.0	1930
スイス	3,760	63.0	1920
カナダ	3,290	15.0	1920
西ドイツ	12,685	22.0	1893
アメリカ	60,000	28.0	1904
フランス	51,062	96.0	1920
日本	11,369	9.8	1956
イスラエル	500	14.0	1958
オーストラリア	2,747	22.0	1944

出所：『韓国老人福祉会家庭奉仕員事業1周年報告書（1987.3～1988.6）』11頁

2) ニーズ調査並びにプレ事業の開始、家庭奉仕員の誕生

一方時期は前後するが、1987年1月に韓国老人福祉会は、社会事業家5名と大学（社会事業科）の実習生3名の計8名がソウル大学社会福祉科教授の諮問を受けて、家庭奉仕員派遣の必要性把握に関する調査を実施した。対象は後援金を受給している居宅保護対象の高齢者200名であり、そのうちの60名（30%）から訪問を希望するという結果が得られた。同時期に政府が保護対象以外の人を対象にして行った調査では、「家族以外は家庭に入って欲しくない」という結果であったため、韓国老人福祉会としては、「対象を低所得者に限定して必要とされるところに入って行くこと」にした。まず「本事業を成功させるために、1987年3月から5月の期間に3箇所の地域を中心に、「電話話し相手奉仕員」¹⁷の中から一人を家庭奉仕員として選定しプレのモデル事業を実施した」。

家庭奉仕員の募集は1987年の5月からはじまり、応募者の資格要件は、「社会福祉に熱意があり、教育を受けてから最低1年間は奉仕活動が可能な20歳から60歳の健康な男女」であった。テレビ、ラジオ、新聞・雑誌などで総数53回にわたり募集し、361名の応募者のうち132名が4期にわたって研修・教育を履修し、老人福祉法の改正前の最初の家庭奉仕員が誕生した。

1987年5月～89年6月の間に教育研修を修了した132名の教育科目は、下記の通りである。総時間が300分であるため1日の研修のなかで奉仕活動の意義と内容、老人の理解、などの講義と家庭奉仕員との対談等が行われた。

科目内容	時間	担当
家庭奉仕派遣事業の意義	30分	チョ・ギドン会長
老人福祉と老人の理解	100分	チェ・ソンジェ教授（ソウル大社会福祉学科）
老人福祉と自願奉仕活動	100分	キム・ヨンホ教授（江南大社会事業学科）
既存家庭奉仕員との対談	40分	ナ・キンク（本会 社会事業家）
対象老人指定及び公知事項	30分	ナ・キンク（本会 社会事業家）

研修・教育を修了した132名の家庭奉仕員の性別は、男性23名（未婚13名、既婚10名）、女性109名（未婚54名、既婚55名）であり、平均年齢は、35.8歳（男性38.2歳、女性33.3歳）であった。志願者の学歴は、大卒39名（29.5%）、高卒72名（54.5%）、中卒13名（9.9%）、その他8名（6.1%）であり、高卒以上が85%を超えていた（表4）。

表4 家庭奉仕員の学歴

学歴	大卒	高卒	中卒	その他	計
人数（名）	39	72	13	8	132
比率（%）	29.5	54.5	9.9	6.1	100

出所：『韓国老人福祉会家庭奉仕員事業1周年報告書（1987.3～1988.6）』12頁より筆者作成

表5 家庭奉仕員の職業

職業	区分	人員（名）	比率（%）	職業	区分	人員（名）	比率（%）
会社員		33	25.0	伝道士		1	0.8
学生		9	6.8	美容師		1	0.8
商業		7	5.3	料理師		1	0.8
銀行員		6	4.5	ミシン師		1	0.8
講師		5	3.7	農場業		1	0.8
教師		2	1.5	配管工		1	0.8
救世軍士官		2	1.5	無職		60	45.4
鍼灸師		2	1.5	計		132	100.0

出所：『韓国老人福祉会家庭奉仕員事業1周年報告書（1987.3～1988.6）』12頁より筆者作成

家庭奉仕員の職業は、無職が60名、会社員33名、学生9名の順であった。上記により既婚女性が55名であることから、無職と回答した人は30歳代を平均にした家庭の主婦層多かったと推測する（表5）。

3) 家庭奉仕員の活動内容と研修・教育

(1) 奉仕内容

1987.3～1988.6の期間の家庭奉仕員の奉仕内容は、種別では①情緒的サービス、②社会的サービス、③家事的サービス、④病看護サービスの4つに分けられる。回数では、話し相手が延べ259回で一番多く、按摩82回、その他43回の順位であり、情緒的サービス、家事的サービスが主な奉仕内容であった（表6）。

- ・情緒的サービス—老人との電話及び話し相手、悩み相談、助言、新聞及び本の読み聞かせ、散歩の同伴及び介助
- ・社会的サービス—同会の配給受領及び伝達、養老院及び療養院の入所案内、外出の同伴
- ・家事的サービス—家の中の掃除、衣類の洗濯、手足のあんま、おつかい
- ・病看護サービス—医療保護指定機関の案内、保健所での薬受け取り代行、病院手続き代行

表6 奉仕内容

区 分	回 数 (回)	比 率 (%)	順 位	
奉 仕 内 容	話し相手	259	53.0	1
	按摩	82	16.8	2
	掃除	31	6.3	4
	洗濯	27	5.6	5
	散策	20	4.0	6
	炊事	14	2.9	7
	案内	10	2.0	8
	配給	3	0.6	9
	その他	43	8.8	3
計	489	100.0		

出所：『韓国老人福祉会家庭奉仕員事業1周年報告書（1987.3～1988.6）』17～18頁より筆者作成

(2) 家庭奉仕員の活動事例

家庭奉仕員の訪問活動記録としては、個人奉仕記録表、家庭奉仕運営日誌、家庭奉仕員訪問報告書訪問記録の3種類が用意された。下記の事例は訪問記録をもとに活動事例として報告書に掲載された訪問事例である。報告書には訪問時の詳細な経過記録も載せられているが、ここでは2事例の事例概要のみを紹介する。

事例1は、近所の方の助けにより無料で部屋を借り受け、1人暮らしをしている女性宅への訪問事例である。奉仕内容は、週1回訪問、話し相手、洗濯、散歩、配給受領などで

ある。家庭奉仕の効果としては、家庭奉仕員が、対象高齢者の娘のような役割を果たし、定期的に訪問することによって老後の孤独感や寂しさの軽減につながることができた。

事例 1

1. 利用者情報：Aさん 女性 1904年2月生まれ、住居：無料寄居、縁結日：1987年2月
2. 生活環境：S市にて出生、早くに父母を失い浮浪生活をした後、16歳で左官業を営んでいた配偶者と結婚し、1男を授かる。夫は朝鮮戦争時に腸チフスにて死亡。その後息子とともに行商や家政婦の仕事をしたが、息子が病で闘病生活を送り6年前に他界し生計が立たなくなった。現在は近所の助けにより部屋一つを無料で借り受け、政府の住居保護対象者に選定され、月に配給される米10kg、麦2.5kg、食費21,360Wに頼って生活している。
3. 家庭奉仕員の選定：不遇老人縁結事業により後援金を貰った老人で、**福祉館で生活環境も苦しく、頼る者もないことから家庭奉仕員の派遣の要請をしたことから。社会事業家の家庭訪問を通じて選定された
4. 家庭奉仕内容：話し相手、洗濯、散策、配給受領など
5. 家庭奉仕の効果：家庭奉仕員が対象高齢者の娘のような役割を果たし、定期的に訪問することによって老後の孤独感や寂しさの軽減に繋がった。

事例2は、不定期な労働に従事し、高齢の母親に頼って生活している息子を抱えながら老人亭¹⁸で暮らす女性の事例である。奉仕内容は、週1回訪問、話し相手、配給受領、相談などである。家庭奉仕の効果としては、定期的な訪問を通じ高齢の母親が抱えている問題の相談にのり、アドバイスを行った。無職であった息子が家庭奉仕員が母親の面倒を親身に行う姿に感動して就職し、住む家も見つけて母親と一緒に住むことになったため、17回の訪問で活動が終了した。

事例 2

1. 利用者情報：Bさん 女性 1916年7月生まれ 住居：無料寄居（老人亭） 縁結日：1985年2月
2. 生活環境：K市で生まれ20歳で布生地屋を営んでいた配偶者と結婚し1男1女を授かったが配偶者は10年前に事業の失敗による高血圧で死亡。娘も6年前癌で死亡するとそのショックで長い間病床に臥せり、現在も完治できていない状態である。息子は過保護状態で成長し学校も満足に通えず生活扶養能力もないことから対象老人に拠りかかっており、行く当てもなく老人亭と一緒に寄居しながら非定期的な労働に従事して得た食料に頼って生活している。
3. 家庭奉仕員の選定：不遇老人縁結事業により後援金を貰った老人で、**福祉館にて住む所もなく対象老人が家庭奉仕員の派遣を要請したことから社会事業家の家庭訪問を通じて選定された。
4. 家庭奉仕内容：話し相手、配給受領、相談など
5. 家庭奉仕の効果：定期的な訪問を通じ高齢の母親が抱えている問題の相談に乗り、アドバイスを行った。無職であった息子が家庭奉仕員が母親の面倒を親身に行う姿に感動して就職し、住む家も見つけて母親と一緒に住むことになったので成功裏に終わった。

これらの2事例にあるように、モデル事業で展開されてきた家庭奉仕員の活動は、話し相手等の情緒的支援が中心であり、時には按摩や散歩（表6参照）に連れ出すなどで、孤独や孤立感を感じている高齢者の心をほぐして行くような事例が多く見受けられた。

(3) 月例事例研究会

月例事例研究会は、対象高齢者への家庭奉仕活動をしながら提起された問題点と個別事例を検討することによって、家庭奉仕員相互の友誼を厚くすることを契機として行われた。大学教授をスーパーバイザーとして招き、家庭奉仕員の活動時間や仕事などに配慮して、水滴会(第一土曜日 14時)、青緑会(第二火曜日 19時)、たんぼぼ会(第四木曜日 14時)の3つのチーム構成で、月1回ずつ開催された。

指導は、①対象高齢者との親密な関係形成、②対象高齢者の問題認識および周辺関係の把握、③対象高齢者の家庭奉仕計画作成、④対象高齢者の家庭奉仕時に提起される問題の討議およびアドバイス、⑤対象高齢者の家庭奉仕の内容評価の5段階で行われた。チーム構成は、以下の通りである。

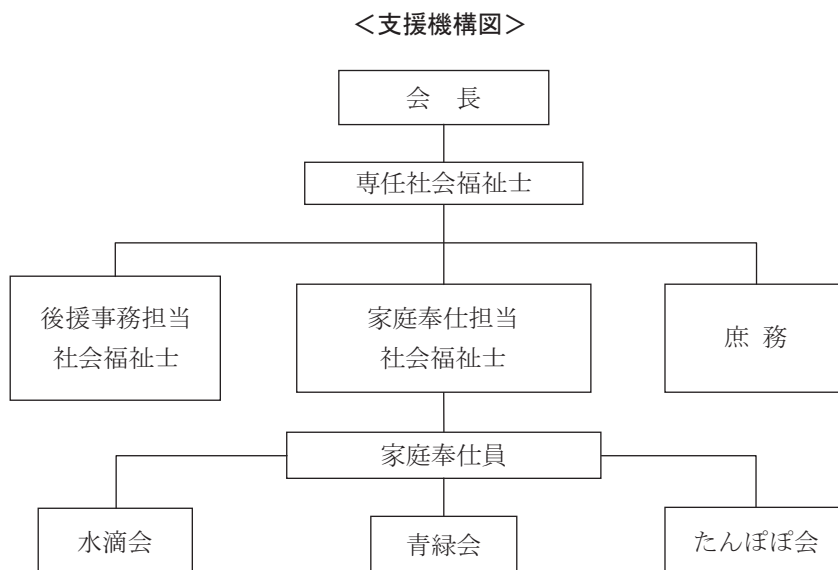
チーム構成

チーム名	日時	人数	指導教授
水滴	毎月第一土曜日 14時	44名	キム・ヨンホ教授 (江南大)
青緑	毎月第二火曜日 19時	49名	チェ・ソンジェ教授 (ソウル大)
たんぼぼ	毎月第四木曜日 14時	39名	キム・ヨンホ教授 (江南大)

4) 家庭奉仕員派遣施設での後方支援活動

(1) 家庭奉仕員派遣施設の支援機構図

家庭奉仕員派遣施設には、家庭奉仕員活動を支えるための事務局的功能と他の機関等との調整機能があり、そのための支援機構図は下記の内容である。



まず、月例事例検討会で構成されている3つのチームのとりまとめとして有給家庭奉仕員が配置されている。その上に家庭奉仕員担当の社会福祉士¹⁹、後援事務担当の社会福祉士、及び庶務が配置され、さらに、その上に専任社会福祉士が置かれるという体制である。また、社会福祉士と家庭奉仕員の役割分担は下記の通りである。

<役割分担>

社会福祉士の役割	家庭奉仕員の役割
家庭奉仕事業の企画及び調停	対象老人の家庭奉仕
家庭老人のニーズ把握および連絡調整	家庭奉仕日誌の送付
家庭奉仕活動の激励および助長	月例事例研究会への参加
家庭奉仕活動の常時チェック	社会事業家との定期的な面談
家庭奉仕員の慶弔時に参加	対象老人の身上問題に関する相談
家庭奉仕員との面接および相談	及び連絡調整（取次ぎ）

(2) 社会福祉士による活動支援

社会福祉士は、家庭奉仕員の家庭奉仕活動が円滑に行えるように、支援機構図に基づき各種の支援を行っている。それらは、下記の内容である。

第1は、各種機関等との連絡調整・取り次ぎである。具体的には、行方不明者身元把握、高齢者施設の入所手続き、鍼術案内、住民税賦課に対する還付措置など、家庭奉仕員が解決できない問題を社会福祉士が行っている。

第2は、家庭奉仕員に向けた支援活動である。支援事項としては、①月例会開催時、月ごとの誕生者にお祝いケーキを提供、②慶弔時に参加、誠意の表示、③優秀家庭奉仕員の表彰、④補習教育セミナーの実施、⑤野外行事の実施、⑥チーム別自発的活動の勧め、⑦家庭奉仕員の情報誌「ソンキル（差し伸べた手）」を月1回発行などである。

第3は、広報活動である。それらは、①テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などへの家庭奉仕員の募集、②活動の効果や手記等を新聞等に掲載、③家庭奉仕員相互の情報誌「ソンキル」を月1回発行などである。

これらの後方支援活動を社会福祉士が担い、家庭奉仕員事業が運営された。

5) 小括

以上、家庭奉仕員の制度的変遷とモデル事業の概要を雑駁ではあるがまとめてみた。

韓国の家庭奉仕員事業は、基本的に上記のモデル事業を踏襲する形で法制化され、軌道修正を加えながら体系化されてきた。1990年代前半での家庭奉仕員の奉仕（支援）内容は情緒的支援サービスが多かったが、1997年の老人福祉法改正後の家庭奉仕員施設としてのサービス内容は、表1にあるように「身体的介護、日常生活支援、老化・疾病・障がい管理、相談教育、地域社会支援発掘・ネットワーク構築」として規定され、在宅福祉サービ

スにおける主要な役割を担ってきた。

また、研修・教育に関しては、保健福祉部の指定機関が、韓国老人福祉会付設の教育訓練院、韓国在家老人福祉協会の2カ所（いずれも趙基東氏が初代会長）であったため²⁰、有給家庭奉仕員40時間、無給家庭奉仕員20時間の教育内容²¹は、基礎的理論の講義中心であった²²が、教育機関が絞られていた点では系統的な研修・教育が行われていたと推測する²³。さらに、月例事例研究会は、モデル事業の時期だけではなく、家庭奉仕員事業が法制化された以降も継続して行われてきた研修・教育活動である。参考程度ではあるが、表7は1991年と2001年に研修を終え、無給家庭奉仕員として活動している2名の方からのインタビューの回答である。月例事例研究会の効果について尋ねたところ、「沢山役立っている、仲間意識が嬉しい、情報交換があり、仲間意識やモチベーションも高まっている」などの回答があり、定期的な研修・教育の場が家庭奉仕員のモチベーションの維持・活動の長期継続などに大きく貢献していると考えられる。

表7 家庭奉仕員への聞き取り（研修に関して）

質問項目	回 答
研修で役にたっているのは、どのようなことですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・養成研修時に先輩の体験談が一番印象深かった。私もそうなりたと思った。 ・もっとも重要なのは人性教育，信頼関係形成だと思った。
研修内容で不足に思う点がありますか	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の認知症に対する対処法 ・意思の疎通，葛藤対処法，優しく話せるコミュニケーション技術
月例事例研究会の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・沢山役立っている。仲間意識が嬉しい。悩み相談，事例発表に対する情報交換，所属感，潤滑油の役割，持続への支援，成長，チーム別集まり（4チーム構成，15人前後） ・年1回の研修もあり看護婦の話もある。色々と教えて頂いており，充分であると思う。月1回の定例会で，事例検討，スーパービジョン，アドバイス，情報交換があり，仲間意識やモチベーションも高まっている。

加えて、韓国老人福祉会の趙基東氏は「老人長期療養保険制度の導入は早すぎた。あと10年、いや5年先でも良かった」と指摘する。それは、家庭奉仕員事業を運営する実践家の立場からすれば、様々な介護・福祉ニーズに対応する有給家庭奉仕員の成長と生きづらさや孤立化している高齢者への情緒的支援を担う無給家庭奉仕員の双方が、在宅福祉の構築には必要であり、人材確保という点においても、ネットワークの点においてもまだまだ不十分であり、制度の網から外れる人たちが多発するという考えからであろう。家庭奉仕員事業を中心とする在家老人福祉事業において、組織づくり・人材づくりは、実践的な鍵概念ではないかと考える。

IV. 全体考察

韓国は、高齢化の進行が早く、わが国の1/2～2/3程の期間で社会保障制度全般が進展し、圧縮した期間のなかでわが国と似たような施策を生み出してきた。そのような意味においては類似性のある国であるが、韓国社会は老人長期療養保険制度を導入してから日が浅く、また名称変更や規模の縮小があったとはいえ、老人福祉法による在宅老人福祉事業としての機能が残されている国である。

その韓国の家庭奉仕員の変遷過程を鑑みると、老人福祉法によって制度化され、事業として組織化された無給ボランティアとしての家庭奉仕員の活動が、20年以上にわたり継続されてきたという事実が存在する。見方を変えれば、韓国の経済事情と文化・儒教的背景が影響しているという考えもあるが、法や制度、公的な事業として無給家庭奉仕員の活動を支えてきた組織づくり、人材づくりのノウハウは、わが国のこれからの在宅福祉の担い手づくりにおいて、何らかの手がかりを与えてくれるのではないだろうか。以下、家庭奉仕員の活動を支えてきた組織づくり、人材づくりの観点からその内容について検討する。

1) 家庭奉仕員派遣施設としての組織運営

韓国における家庭奉仕員事業は、自らが志願して活動する無給のボランティアによってその多くが支えられてきた。しかし、ボランティアとしての意識や意欲がある人たちであっても、モチベーションの維持・向上においては、何らかの組織的な配慮（しかけ）が必要になる。そのための支援事項として、①家庭奉仕員の表彰（国や自治体による表彰制度）、②月例会開催時、月ごとの誕生者にお祝いケーキを提供、③家庭奉仕員自身の慶弔時に参加、誠意の表示、④野事業の実施、⑤家庭奉仕員の情報誌に活動を紹介するなどが、モデル事業の段階から定められていた。これらは一見すると当たり前のような事項であるが、在宅福祉の第一線で活動する人への事業運営上の配慮は、担い手自身の意欲の維持・向上、組織への参加の継続、さらには利用者たちのQOLに繋がる方策としても重要ではではないかと考えられる。

上記に関連し、家庭奉仕活動への後方支援活動も重要であろう。前掲の支援機構図では、家庭奉仕員の上には取りまとめを行う組織内の有給家庭奉仕員がおり、その上に家庭奉仕員担当の社会福祉士と事務担当の社会福祉士が配置されている。また、社会福祉士と家庭奉仕員との役割も明確になっている。加えて、家庭奉仕員への聞き取りにおいて、活動上で困ったことはありますかという設問に対して、「本当に困ったら事務所に連絡する」、「有給の家庭奉仕員や事務の人が対応してくれる」などの回答があった。家庭奉仕員の活動が円滑に行えるように、組織がシステムとしてバックアップするという体制は、家庭奉仕員にとっては組織の支援体制が実感でき、それが安心できる奉仕活動につながり、ひいては高齢者への信頼にも繋がると考えられる。家庭奉仕員（在宅福祉の

担い手) を活動の中軸に据えた事業運営として参考になるのではないだろうか。

2) 在宅福祉の担い手としての人材づくり

家庭奉仕員の活動は、「日常生活支援」であるが、それは、単なる雑事をこなす家庭訪問者ではなく、むしろ話し相手、相談相手になりながら高齢者自らの困難に立ち向かうために寄り添う良き隣人的存在ではないかと考える。

ソーシャルワークの源流の一つにはCOS(慈善組織協会)運動があり、その中心には、「友愛訪問」という「ボランティアの訪問員が貧困者や一人暮らし高齢者等の自立を促すための個別訪問活動」がある。アメリカでのCOS運動の発展に貢献し、後に「ケースワークの母」と呼ばれたメアリー・リッチモンド²⁴は、著書『貧しい人々への友愛訪問』(1899)の冒頭で、「『友愛訪問』という用語は、貧しい人々の条件を恒常的に改善したり、彼らにとっての真の友人であろうと努力する人にあてはまるのであって、漠然とほんの少しの間だけ貧しい人々を訪問するような人には適用されない。(中略)そこでの「sympathy (共感、思いやり)」は、貧しい人々が自己を抑制して、自分で困難に立ち向かえるように励ましていくことも含意しており、ただの感傷や哀れみなどとは大きく異なる」と述べている。

このような観点から、活動事例1・2を見分すると、良き隣人としての活動が家庭奉仕の効果につながったと感じ取れるのではないだろうか。高齢者たちが、人と社会とのつながりのなかで生きていくために、良き隣人的存在であり続けることが、家庭奉仕員活動の役割であり、今の時代に求められる在宅福祉の担い手の姿ではないだろうか。

また、このような人材を育成するためには、家庭奉仕員になるための研修に加え、家庭奉仕員相互の親睦をかねた月例事例研究会のような、定期的な学びの場が必要である。

1970年代初頭にわが国の家庭奉仕員に対して、野川が「人間の心に触れようとする姿勢があれば、その後の研修や教育の仕方でも立派な力量の持ち主になりえる」²⁵と述べており、月1回の事例検討会、スーパービジョン等の学習の積み重ねは、事業活動の質と家庭奉仕員自身の自信やモチベーションの維持などにおいて有用であることが実証されている。そのためには、研修教育が継続的に行えるための組織的な体制づくりが、重要になると考える。

V. おわりに

社会的に孤立化している人たちが増えている今日のわが国において、介護保険のサービスだけでは、人々の暮らしは保障されないことは多くの人たちが認識していることである。また、老人福祉法と介護保険法との関係では、基礎が老人福祉法にあるはずなのに介護保険法による資格・制度、運用のあり方などによって、閉塞感や生きづらさを体験している人たちも多い。住民・市民のつながりや自治で自分たちの暮らしを再構築し、「老人

の福祉増進に寄与する」という老人福祉法の目的を遂行のためには、法や制度に支えられ、事業として組織化されながらも無給であったりボランティアであったりする中で、柔軟な対応ができる在宅福祉の担い手づくりも、これからの時代には重要ではないだろうか。

わが国においても、高齢者の福祉のために法や制度を柔軟に活用し、有給である専門職の介護福祉士を核としたボランティアを含めた多様な形態が検討されても良いのであろう。そのような意味において無給家庭奉仕員の活動は、現在のわが国に欠けている発想を示唆する古そうで新しい取り組みとしても受け取れるようにも思われる。

最後に、本研究を遂行するあたり、韓国老人福祉会の初代会長（現名誉会長）の趙基東氏をはじめ、韓国老人福祉会の職員や家庭奉仕員の方々には、関連機関・施設等の見学や交流を含め大変お世話になった。通訳では申光石氏、朴美蘭氏（いずれも東洋大学大学院博士後期課程院生（当時））、さらに、報告書の翻訳では、朝鮮大学校の慎栄根先生にお力添えを頂いた。遅ればせながら、この場をお借りして感謝申し上げます。

なお、本研究は平成21年度科学研究費（基盤研究（C）21530639「ポスト介護保険時代における介護の質と担い手養成に関する研究－人材育成策の内容と課題に対する日韓比較－」）助成の一部である。

【注】

- ¹ 老人長期療養保険法：第1条（目的）高齢や老人性疾病等によって日常生活を一人で遂行し難い老人等に提供する身体活動または家事支援等の長期療養給付に関する事項を規定して、老後の健康増進及び生活安定を図り、その家族の負担を減らすことで国民の生活の質の向上を図ることを目的とする
- ² ギャラップ社という会社の調査では、訪問療養（老人長期療養保険下の訪問介護）においては、家族の心理的負担が減った、在宅は15%の自己負担ですむため経済的負担が軽減されたなど、大方肯定的な評価であった。
- ³ 家庭奉仕員とは、一般的にホームヘルパーと呼ばれる在宅福祉の担い手である。日本と韓国は、法制度上「家庭奉仕員」の名称を採用した。ちなみにわが国では、1990年の福祉関連八法の改正の際に、「ホームヘルパー」の名称に変更された。
- ⁴ home helper（ホームヘルパー）という用語は、老人福祉法制定前の日本の福祉行政用語としてはなじみがないというのが、大方の意見だった。そのため、家庭援助員、家庭福祉員、家族援助員、巡回家政婦などの言葉が考えられたが、大阪市が1958年に臨時家政婦派遣事業から家庭奉仕員派遣制度と改めたこともあり、当時の厚生省社会局の早崎八洲社会福祉専門官の意見で、老人家庭奉仕員という名称に落ち着いた。韓国の場合は、日本の名称を参考にして考案されたと考えられる。森幹郎（1974）参照
- ⁵ 韓国老人福祉会は、1982年にHelpage International（本部はイギリスに所在）の後援で設立され、1989年に社会福祉法人の法人格を取得した団体である。主な活動は、低所得層の独居老人に対する支援である。（Helpage Koreaホームページ <http://helpage.or.kr>）、ソウル市『在家福祉サービス伝達体系改善方案』（2004）20頁参照。初代会長の趙基東氏は、1995年に設立された「財団

- 法人韓国在家老人福祉協会」（保健福祉部認可）の会長に就任し、韓国の在宅福祉事業を先導してきた。
- 6 老人福祉館とは、無料又は安い価格で、老人に対する相談、健康増進、教養、レクなど、老人の福祉増進に必要なサービスを提供することを目的とする施設（「老人余暇の福祉施設」と定義されている）である
 - 7 韓国の老人福祉法の制定は1981年である。発足当初は家庭保護が困難な場合のみ社会が保護するという意識が一般的であり、施策も「施設収容保護」が中心であった。鄭在哲（2007）。
 - 8 韓国では、「在宅」ではなく「在家」という言葉を用いている。1989年の第1次老人福祉法の改正において、在家老人という言葉が法律用語として用いられた。
 - 9 昼間保護は通所介護、短期保護は短期入所介護である。
 - 10 老人長期療養保険下の介護の担い手として誕生した国家資格である。教育時間は240時間であり、担い手の量確保のため教育機関の設置にあたっての規制緩和により、教育機関が乱立し、2009年4月段階で89万人の療養保護士が誕生した。そのため、設置基準の強化、並びに2010年4月より試験制度が導入された。
 - 11 日本の介護保険では訪問介護と呼ばれている。家庭奉仕員制度の発足当初は、話し相手などの情緒的サービスへの比重が高かったが、2000年頃からは身体的介護へのニーズが増え、政策が低所得者に限定しない介護サービス重視に移行したことが背景にあると考えられる。森山千賀子（2010）参照
 - 12 在家老人支援サービスは、老人福祉法に新設された在家老人支援センターの一事業として、農漁村地域を対象に行なわれており、在家老人支援センターは、面積973.5㎡を確保し、昼間保護30人、短期保護10人、訪問看護、訪問入浴、在家老人支援サービスの全ての事業を行うことになっている。ソウル特別市にも同様の名称のセンターがあるが、これは独自事業として市が補助金を出して行っている事業である。
 - 13 老人福祉法の制定以前、老人に対する公的保護は、生活保護法による世帯単位の居宅保護と養老院への収容による施設保護によってなされていた。老人福祉法の制定によって、生活保護対象老人のうち、施設収容保護を適当する老人については、老人福祉法上の養老施設に収容し、その運用は老人福祉法による施設として扱われることになった。鄭在哲（2007）参照
 - 14 老人長期療養保険の制度改善－訪問療養機関の改編および療養保護士の処遇改善－2009年9月30日保健福祉家族部
 - 15 1周年報告書は1987年のものであるため「居宅」の言葉が用いられている。
 - 16 保健社会部は韓国の保健福祉部（日本の厚生労働省）の前身である。
 - 17 電話話し相手事業は1984年から始まった。15名の電話話し相手奉仕員は、1988年第3・4期の家庭奉仕員研修・教育時に教育を行い家庭奉仕員に吸収統合された。
 - 18 老人亭とは、地域の一般（元気な）老人が自由に集まってくる場。集会所のような場。地域内には老人亭が点在しており、かつては老人が三々五々集まり自由に娯楽を楽しんでいたが、最近では老人福祉館の出先機関のような機能になってきているところもある。
 - 19 韓国では、1982年に社会福祉事業従事者資格改正委員会において、「社会福祉士」という名称を制定。社会福祉士の「士」は、クライアントの相談、代弁、擁護する弁護士の「士」と類似するという意見を反映して使用したとされている。崔太子（2010）参照
 - 20 ソウル市『在家福祉サービス伝達体系改善方案』（2004）118頁
 - 21 家庭奉仕員の教育内容については、森山千賀子（2010）68頁参照

- 22 朴仁淑 (2011) 170頁
- 23 有給家庭奉仕員の40時間教育の養成テキストはわが国のホームヘルパー 3級課程 (40時間) の養成テキストを参照してつくられたものである。
- 24 メアリー・リッチモンド (Mary E. Richmond: 1861-1928)。『貧しい人々への友愛訪問』は小松源助 (2004) に詳しい
- 25 「シンポジウム現代の老人問題ーホームヘルプサービスの問題を通してー」『ジュリスト』NO. 543 1973. 9. 15 87頁 野川照夫氏の発言による

【文献】

- ・岩崎晋也・池本美和子・稲沢公一 (2005) 『資料で読み解く社会福祉』有斐閣
- ・永和良之助他 佛教大学・江南大学校共同研究成果報告書 (2009. 3) 「高齢者介護システムの日韓比較研究」佛教大学国際交流センター
- ・韓国社会科学研究所社会福祉研究室著 金永子：編訳 (2002) 『韓国の社会福祉』新幹社
- ・小松源助 (2004) 「ソーシャルワーク実践の源流とリッチモンドの貢献ー『貧しい人々への友愛訪問』を中心に」『ソーシャルワーク実践理論の基礎的研究ー21世紀への継承を願って』 (第3章) 川島書店
- ・社会福祉法人韓国老人福祉会『家庭奉仕員派遣事業1周年報告書 (1987. 3~1988. 6) 』
- ・社団法人 韓国在家老人福祉協会 (2003. 12) 『在家老人福祉事業10年の歩み』
- ・竹並正宏 (2005) 「韓国の老人家庭奉仕員制度についての一考察」『川崎医療福祉学会誌Vol. 14 No. 2』
- ・崔太子 (2009) 「韓国のソーシャルワーク教育と社会福祉士の資格制度」研究代表者：大橋謙策『アジア型ソーシャルワーク教育の標準化と国家資格の互換性に関する研究』平成21年度報告書
- ・鳥羽信行・森山千賀子編著 (2003) 『ホームヘルパーのための対人援助技術』
- ・鄭在哲 (2007) 「韓国の老人福祉法の制定と生活保護法ー「カテゴリ文化」から見た老人福祉法の特徴と限界を中心にー」『早稲田大学大学院商経論集 92』 1-12頁
- ・朴仁淑 (2011) 「韓国における在宅サービスの現状と療養保護士養成の課題」『立命館産業社会論集』第47巻第2号 167-185頁
- ・森幹郎 (1974) 『ホームヘルパー』財団法人日本生命済生会
- ・森山千賀子 (2010) 「韓国の「介護保険」始動時における介護の担い手養成に関する研究ー家庭奉仕員・療養保護士・看病人の教育内容からの一考察ー」『白梅学園大学・短期大学教育福祉研究センター研究年報No. 15』 67-74頁

もりやま ちかこ (介護福祉学)